



平成24年3月29日

社団法人 全国消費生活相談員協会 御中

株式会社 Wedding Dreamer
代表取締役 高柳さおり



ご 回 答

貴社団法人から当社に対する平成24年2月16日付ご連絡（以下、「本ご連絡」といいます。）に対し、当社の同年3月12日付回答書に加えて、以下のご提出書類をご送付致し、併せて、以下第2記載のとおり、新規約案の追加修正等についてご連絡申し上げます。

第1、ご提出書類

本ご連絡において貴協会からご要望のございましたお客様への説明資料その他の契約関係書類として、以下の資料を本書に添付してご送付申し上げます。

- 添付資料1 新規約案
- 添付資料2 外注商品及び別注品一覧表
- 添付資料3 挙式披露宴パーティー申込書
- 添付資料4 お見積書（例）

第2、新規約案に関する追加修正点

当社では、本ご連絡を拝受後も引き続き新規約案の改訂の検討を継続しており、新たに以下の修正等を行うことと致しました。なお、本書添付の新規約案は以下の修正を反映した現時点における最終案となっております。

- (1) 新規約案第5条の挙式・披露宴の取消料に関する条項に、お申込金の取消料への充当のほか充当後に超過分がある場合の返金についても記載致しました。
- (2) 前回までに提案致しました新規約案第5条のうち、挙式・披露宴の順延の場合に関する以下のただし書部分については新規約案には追加しないことと致しました。
「ただし、挙式・披露宴実施予定日の30日前までに変更後の挙式・披露宴の日程を確定した上で順延のご連絡を頂いた場合で、かつ順延後の挙式・披露宴実施予定日が当初の予定日から1年以内の場合は、取消料として頂戴する金額のうちのお申込金相当額（及び日程変更手数料を頂いている場合には日程変更手数料



料)は、順延後の挙式・披露宴代金の一部に充当いたします。」

- (3) 現行規約第8条の損害賠償に関する規定は、新規約上は特には設けないことと致しました。仮にお客様による当社施設の毀損等の損害が生じた場合には、個別事案ごとに適用される法令の定めに従い解決することと致します。
- (4) 新規約案に第9条に個人情報の取扱いに関する条項を追加致しました。
- (5) 前回までに提案致しました新規約案の特記事項3点目に記載されていた過度の値引の強要等に関する記載を、新規約案第7条(解約)の第4号に盛り込みました。また、新規約案第7条第1号の表現を若干変更致しました。
- (6) 前回までに提案致しました新規約案第4条から別注品の定義を削除し、新規約案第5条に注記4として追加することと致しました。
- (7) 新規約案第10条に、持ち込み品の保管手数料に関する記載を加えました。

以 上